

平成

三十年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)

平成三十年九月二十六日(水曜日)

議事日程(第四号)

平成三十年九月二十六日 午前十時開議

第一 議第四十五号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

議第四十七号 平成三十年度五條市一般会計補正予算(第三号)議定について

追加日程第一 議第五十一号 工事請負契約の締結についての撤回について

第二 議第四十六号 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

議第四十八号 平成三十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について

議第四十九号 平成三十年度五條市墓地事業特別会計補正予算(第二号)議定について

議第五十号 平成三十年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について

第三 認第一号 平成二十九年五條市一般会計歳入歳出決算認定について

認第二号 平成二十九年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認第三号 平成二十九年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第四号 平成二十九年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第五号 平成二十九年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認第六号 平成二十九年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について

認第七号 平成二十九年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認第 八号 平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 九号 平成二十九年五條市水道事業会計決算認定について
- 第四 推第 一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 推第 二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 推第 三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第五 発議第 五号 児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書について
- 第六 発議第 六号 確かな未来へ向けた健全な財政運営を求める決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
番	番	番	番	番	番	番	番	番	番
伊	養	平	牧	吉	窪	岩	福	山	吉
谷	田	岡	野	田		本	塚	口	田
賢	全	清	雅		佳		耕	雅	
司	康	一	正	秀	孝	実	司	範	

欠席議員(なし)

説明のための出席者

水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	市長公室長	政策企画監	技監	理事(総務部長)	教育長	副市長	市長
松	谷	森	松	石	井	平	稲	辻	和	細	藤	吉	堀	樫	太
本	口	川	井	田	上	田	次	田	田	川	原	田	内	内	田
武	晶	義	和	茂		耕	裕	祥	剛	敬	克	暁	伸	成	好
士	紀	彦	永	人	昭	一	美	友	明	太	哉	史	起	吉	紀

十二番	十一番
大	藤
谷	富
龍	美
雄	恵
	子

事務局職員出席者

会計管理者 松本智美  
秘書課長 中本賢二  
企画政策課長 西本久美  
財政課長 西本久雄  
土地開発公社事務局長 松本成久

事務局長 坂口 慎一  
事務局次長 井筒 昭則  
事務局係長 車谷 憲隆  
事務局主任 芳田 佳名子  
事務局係員 窪田 勇人  
速記者 柳ヶ瀬 五美

午前十時零分開会

○議長（平岡清司）ただいまから、去る十一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。去る十日並びに十一日に行いました一般質問におきまして、二番養田全康議員並びに四番牧野雅一議員の質問に対して石田都市整備部長から答弁がありました。理事者側からこの答弁を訂正したいとの申し出がありましたので発言を許します。石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

先般の本会議におきまして、二番養田議員の御質問の中で、上野公園が過去何回浸水したかという御質問に対しまして、私の答弁におきま

して「私の記憶によりますと、五回浸水した」という答弁をいたしました。実際には上野公園の建設途中も含めまして過去七回浸水しております。

また四番牧野議員の御質問の中で、市道二見二十二号線の幅員についての御質問に対しまして、「幅員三・五メートル」という答弁をさせていただきますましたが、実際には道路台帳記載上は最低幅員六・九メートルとなっております。

以上、答弁の訂正をさせていただきます。

どうも申し訳ございませんでした。

○議長（平岡清司）以上で発言の訂正を終わります。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）初めに日程第一、議第四十五号及び議第四十七号を議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会養田全康委員長。

〔総務文教常任委員長 養田全康登壇〕

○総務文教常任委員長（養田全康）ただいま議題となりました、議第四十五号、議第四十七号の二議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本二議案は、去る、九月十一日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、議第四十五号については討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十五号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきましては、民間における退職給付の支給の実情に鑑み、官民格差の是正を目的に国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げするため、国家公務員退職手当法等が改正されたことを受け、本市においても当該改正法に準じ、関係条例の改正を行うもので、去る三月及び六月定例会に続き、三たび審査に付すものとして当局から詳細な説明がありまし

たが、委員から、特別交付税が減額される場合と過去の減額措置についてただしたのに対し、「特別交付税については、国基準よりも過大に人件費を支出している自治体と、災害で被災した自治体を比較した場合には、災害で被災した自治体の方が優先度が高いこと、また、超過支給額については財源的な余裕と評価されること、また、地方公共団体相互間の実質的な公平を図る必要から、国基準を超える支給割合としていく団体については、特別交付税に関する省令において、制裁というものではないが減額措置を講じるとしているものである。また、過去の減額措置については、平成二十六年七月一日以降、国の退職手当の調整率が五ポイント引き下げられ、翌々年度の平成二十八年度の特別交付税について、国基準を上回る自治体についてはその超過分が減額されるというルールとなった。これを踏まえると、今回も平成三十年一月一日に国の調整率が下がったことから、平成三十一年度になってもまだ国基準を上回っている自治体については、前例のように超過分について減額されるというルールになる可能性があると考える。」との答弁があり、委員から、条例改正をしなければ減額措置があるということかとしたのに対し、「減額措置が必ずあるかと問われると、必ずあるとは現時点では回答しきれない。減額措置の対象となり得るといったところである。」との答弁がありました。また、委員から、国基準からの超過金額をただしたのに対し、「本年度の定年退職者十九名で超過分は約一千二百九十万円である。」との答弁があり、また、委員から、五條市の職員給与水準をただしたのに対し、「国の基準を一〇〇としたラスパイレズ指数では、五條市は九五・三であり、奈良県の市の平均は九八・四となっている。」との答弁があり、委員から、ラスパイレズ指数との差は特別交付税に反映されるのかただしたのに対し、「特別交付税に反映される措置は特段ない。ラスパイレズ指数は、国の基準を一〇〇とした場合における地方公共団体の指数を表したもので、国から自治体に対し、必ず一〇〇に合わせよといった通知等を行っているわけではない。」との答弁がありました。また、委員から、他市との給与比較についてただしたのに対し、「給料表については、全ての市町村が国家公務員に準じて同じ給料表を使っているが、地域手当等の諸手当の有無で給与差が発生している。例えば、地域手当に関して、五條市は不支給地であるが、他市は三パーセントから八パーセントの間で支給されている。ラスパイレズ指数のばらつきについては、一概に市の規模、職員の数で指数が変わってくるものではない。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て、起立による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十七号 平成三十年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入歳出予算及び債務負担行為等の補正で、歳入歳出予算としては、予算総額に歳入歳出それぞれ十億二千二百四十二万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百二十億七千七百九十五万円とするもので、歳出予算の内容は、財産管理費二百五十万円、基金費八億円、新庁舎建設事業費三百五十四万四千元、花

咲寮整備事業費六千九十万四千円、児童福祉施設費二十二万円、環境衛生費四百六十万円、農地費二千七百万円、林業振興費三百三十八万五千円、きずみ館費二百九十万円、道路維持費一千万円、住宅管理費百六十万円、学校等適正化事業費七千二百七万六千円、小学校費、学校管理費一千五百七十六万円、中学校費、学校管理費六百三十万円、高等学校費、学校管理費一千五百六十七万七千円、地区公民館費百六万四千円、その財源は、県支出金、繰入金、繰越金、市債で賄い、歳出との均衡を図ったもので、債務負担行為補正の内容は、新庁舎オフィス環境整備支援業務委託・限度額三百九十万円、新庁舎整備事業・限度額五十億六千四百三十万円、花咲寮整備事業・限度額十二億六千五百五十万円、大相撲地方巡業招致事業・限度額二百七十万円、認定こども園設計業務委託・限度額四千八百七十万円、さらに、地方債補正による地方債の追加及び変更があり、当局から詳細な説明がありました。委員から、ブロック塀撤去後に設置するフェンスについてただしたのに対し、「目隠し、プライバシー等に配慮した、外から見通せないようなフェンスを設置したい。」との答弁があり、委員から、強風等の強度面にも配慮し、今年の台風二十一号のような強風にも耐え得るフェンスだと認識してよいかとただしたのに対し、「そのような設計で施工したいと考えている。」との答弁があり、委員から、フェンスの高さについてただしたのに対し、「基本的に復旧前の高さとし、小学校は約一・六メートル、中学校は約一・八メートルと考えている。」との答弁がありました。また、委員から、農地費の測量設計業務委託料についてただしたのに対し、「市内の防災重点ため池二十箇所のうち、ため池ハザードマップが未整備の十二箇所について今回作成するもので、作成完了している五箇所と当初予算で三箇所計上しており、これにより二十箇所全てのハザードマップが完了する予定で、三月中頃の完了を見込んでいます。」との答弁があり、また、委員から、危険度の高いため池があった場合の措置についてただしたのに対し、「耐震等の調査を進めていく予定である。」との答弁がありました。また、委員から、花咲寮の工事請負費についてただしたのに対し、「工事請負費五千八百五十万円については、本年度の出来高払い分である。」との答弁があり、さらに、工事の着手時期をただしたのに対し、「補正予算が認められれば、すぐに入札行為に掛かりたい。一月中旬に開札、仮契約し、議決をいただき、工期を十三箇月と設定し、平成三十一年度中の完成を目指している。」との答弁がありました。委員から、花咲寮の図面及び周辺道路等の資料要求があり、資料に基づく説明を受けた後、花咲寮敷地高及び周辺道路、市道二見五号線及び二見二二号線整備に係る工事内容、冠水対策等について質疑がありました。

また、委員から、新庁舎オフィス環境整備支援業務委託についてただしたのに対し、「実施設計をベースに執務室等の諸室に適切に最適な備品等を配置するものである。」との答弁がありました。委員から、新庁舎のレイアウトもきつちりと決定していない部分もある中で、今、予算措置をして発注するというのは少し早いのではないかとただしたのに対し、「まずは、現庁舎の執務室や諸室のレイアウト、あるいは各

備品機器等の調査から始め、それを基に現庁舎のレイアウト図や備品リストなどの詳細なものを作り、実施設計が完全なものとなったらそれに合わせて最適に備品を配置していくという流れで進むため、今の段階から進める必要がある。」との答弁があり、委員から、債務負担行為もあるが、全体の予算は幾らかとただしたのに対し、「本年度の予算計上が二百五十万円、債務負担行為が三百九十万円、総額六百四十万円を上限として契約したい。」との答弁があり、委員から、議場の中の形状もまだ確定していない。今後しっかりとその設計に合致するよう手戻りのないようにはしていただきたいとの意見がありました。また、委員から、認定こども園の設計業務委託料についてただしたのに対し、「五條A認定こども園は一千九百五十万円、内容は、基本設計・実施設計及び旧中央体育館と旧自治連合会館の解体撤去の設計であり、五條B認定こども園は一千三百万円で、内容は、基本設計・実施設計であり、五條C認定こども園は五百六十万円、内容は基本設計の委託である。」との答弁がありました。委員から、認定こども園A・B・Cの配置についてただしたのに対し「地理的状况などを考慮して、市北部の東西に一園ずつ二園、市南部に一園配置している。」との答弁がありました。

委員からは、各認定こども園の立地配置、開園時期等について様々な意見が出され、統廃合するに当たっては地元との話し合いを十分に行い、地元の協力を得ながら進めなさいという文部科学省の手引があるにも関わらず、認定こども園Cに至っては、学校適正化と同様、地元の協力を得られないまま推し進めているのが現状であり、地元が納得できる条件提示等、更なる努力をして認定こども園を含めた学校適正化を円滑に進めていただきたいとの意見がありました。また、学校適正化は早期に進めていかなければならない重要課題であり、特に認定こども園は少子化対策におけるカンフル剤になると考えるので、しっかりと取り組み、早期に進めていただきたいとの意見もありました。また、委員から、債務負担行為の新庁舎整備事業の補正に関わって、非常用電源の容量についてただしたのに対し、「庁舎床面積の七〇パーセントを非常電源回路としてカバーし、電源容量としては全体の引込み電源の三分の一をカバーする計画である。最長七十二時間を基本としている。」との答弁がありました。委員から、災害発生時、市民の一時避難所で防災拠点でもあり、県施設も入るなかでは十分とは思えないので、再度検討していただきたいとの意見がありました。また、委員から、債務負担行為の補正に係る大相撲地方巡業招致事業二百七十万円についてただしたのに対し、「大相撲巡業五條場所がシダーアリーナにおいて平成三十一年四月一日開催予定であり、実行委員会へ二百七十万円を負担金として交付するものである。」との答弁があり、委員から、これは画期的なことであり、五條市に活気を取り戻せる。このように効率の良い財政支出となる企画にどんどん取り組んでいただきたいとの意見がありました。

また、委員から、高等学校費、学校管理費の設計業務委託料についてただしたのに対し、「賀名生分校魅力化推進事業の定住促進として、

家族を伴った生徒受入れを可能とした新たな定住の第一歩としてもらうため、また、賀名生分校桜花寮について、入寮生の増加が見込まれるので、元医師住宅の改修工事を行うための設計業務委託である。」との答弁があり、委員から、何名を想定しているのかとただしたのに対し、「入寮生として二十四名を想定している。」との答弁があり、委員から、臨時雇賃金百四十万七千円についてただしたのに対し、「業務多忙により桜花寮の舎監を一名増員するための六箇月分の賃金である。」との答弁がありました。

こうして本案につきましては、慎重審査を経て、討論ののち、起立による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十一日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、議第四十五号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正について反対討論を行います。

議案の中身を金额的に明らかにしますと、理事者の答弁をもとに明らかにします。

一例として平均三十五年勤続の職員さんであれば、一人当たり大体七十五万円から八十万円減額されるといふことであります。大変減額の額が大きいです。この退職金は基本給をもとに計算されておりますから、五條市の職員の皆さん方の過去の十年間のラスパイレース指数を、これも理事者の答弁をもとに明らかにしますと、大体十年間では平均九四から九五でありまして、一回だけ一〇〇を超えたことがありましたけ

れども、平均は九四から九五という奈良県下十二市の中でも、途中、真ん中か真ん中よりも下ぐらいの状況で職員さんが頑張ってくれているということでございます。

やはりこれからの五條市、市民の皆さん方の要望に応じて人口減を食い止めて、効率的な市民本位の市政をしていただくためには我々議員も頑張らなければいけませんけれども、理事者始め職員の皆さん方にも創意工夫を発揮して、意欲を持って頑張っていたかなければなりません。そのためには職員さんの給料やこういった手当はやはりできるだけ減らさないようにしていくことが大事ではないかと思えます。

御存じのように、この十数年間の間におきましては、政府と大企業の方で公務員の給料と民間で働く皆さん方の給料の引下げを目的にそういった競争をやってきているわけであります。

したがって、今の日本の景気の状態は一部の投資家を除いて国民全体は本当に景気が実感できない不況の状況に入っており、それが長引いております。そういった状況はこの五條市にも影響しておるわけでありますから、職員の皆さん方の創意工夫溢れる意欲ある仕事をしてもらうためにも五條市の景気をよくしていくためにも今回の議第四十五号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正について反対するものであります。

次に議第四十七号、平成三十年五條市一般会計補正予算（第三号）議定についても反対をいたします。

反対理由を表明いたします。御存じのように、学校適正化の答申が平成二十八年二月に出されております。その答申の内容は五條市では学校規模は小学校学年二クラス以上、中学校は二ないし三クラスとする。それをもとに学校の新配置を考えるということになっていきますけれども、この答申には一クラス当たり何人にするかというのは入っておりません。同時に、検討事項として附帯されている事項の中には、（一）小学校・中学校を二ないし三、いわゆるクラスですね、三クラス以上の規模とし、諸条件を踏まえ検討する。ただし地理的条件等の実態等に配慮し検討する。（二）新たな教育のコミュニティを展望し、コミュニティスクールを検討する。地域との関わり、つながりを重視する取組を検討する。（三）子育て支援を学校教育につなげて考え、就学前教育・学童保育等新規配置されるコミュニティ及び学校の関係を検討するというのが答申でありました。この答申をもとに、教育委員会の皆さん方が関係者の意見を聞いて、それをもとに平成二十八年十一月に学校適正化素案が出されました。その説明会が始まったわけでありますけれども、この素案の内容は、小学校は現在八校ですけれども、それを四校に、中学校は現在五校ですけれども、それを二校に減らすという内容であったわけでありますけれども、保護者の皆さん・関係者の皆さん方からも大変厳しい意見が出ました。議員の中からも意見を表明されました。こんな中、推進することは中止して、この学校適正化素案の意

見交換会は平成二十九年七月から進められましたけれども、ここでもやっぱり厳しい意見が出されたわけであります。そしてその後、学校適正化計画・認定こども園計画が平成三十年の二月に出されまして、引き続き学校適正化計画・認定こども園計画が平成三十年の七月十三日に我々市議会議員に明らかにされたわけですけれども、この内容は現在の小学校八校を四校に、中学校五校を三校にという素案よりも中学校を一校残す三校に変更されて我々に提示されたわけであります。

認定こども園のこのとき出された計画の内容は、現在保育所が七つあります。幼稚園が二つあるわけですけれども、これを三つの認定こども園に縮小するという案でありました。この案に基づいて、さらに地域説明会が行われたわけでありますけれども、ここでもいろいろな意見が出されたわけでございますけれども、私としてもこれからは申し上げる理由をもちまして、当面やはりこの適正化計画・認定こども園計画に反対表明されて要望書が出されました阪合部地区のPTA・その他関係者の皆さん方とよく話し合いをすることが非常に重要だと思います。

またこの計画では特に大塔町の小学生・中学生と西吉野町の小学生・中学生が大変距離が遠くなります。小学生は野原中学校まで、中学生は大塔町・西吉野町とも現在の五條中学校までということになりますから、大変遠距離になりますので、こういった方々、またその他の関係者とももう一度よく話し合いをするべきだということで、やはり一旦この計画を進めるのは中止して、阪合部の皆さん、大塔町・西吉野町の皆さんとよく話し合いをするべきだということで、今回挙げられております一般会計補正予算には、私は反対をする次第であります。

その理由は先ほども申し上げましたように、通園・通学距離は非常に遠くなります。西吉野幼稚園は阪合部小学校、大塔町・西吉野町の小学生は野原中学校、大塔町・西吉野町の中学生は現五條中学校までということになりますと、まず将来のことを考えますと、一応これで子供たちの人数は答申どおりに整ったかも分かりませんが、これから起こるマイナス面はないのかということを考えますと、やはり全国的な学校統廃合の後の現象として共通しておるのは、保育所・幼稚園・小学校・中学校がなくなった地域はその後、大変若者が定住していただきにくいということが全国的な現象の共通点であります。

そして通園・通学距離の時間が長くなったために、大事な家族との対話や家族との仕事の時間も短くなります。また子供が少なくなったらクラブ活動もできないということが適正化の理由の一つにありますけれども、子供たちの人数がそろってもこれだけ通園・通学距離が長くなれば、クラブ活動も落ち着いてできない。また自宅でも補修や予習の時間も取れなくなるという、こういう今回の適正化計画・認定こども園計画の実行した場合の後の心配な点を今この時点で明らかにしておかなければ、取り返しが付かないことになるというふうに私は思い、明ら

かにさせていただいた次第です。

そして今回の計画のもう一つの反対の理由は、いわゆる改修、新築費用が大変高く見積もられております。認定こども園では阪合部の小学校の改修費、そして北宇智保育所と五條幼稚園の新築費で約二十億円、学校適正化では改修の学校が四学校ありますけれども、これで約八億円の費用が見積りされておりますね。これももう少し子供たちの人数を確保するのも大事ですけども、五條市の財政ももう少し神経を使って考えなければならぬと思います。

反対のもう一つの理由は、この適正化計画と認定こども園計画によって、学校の先生方・保育士の皆さん方がどれだけ減るかということでありますけれども、これも理事者の皆さん方の答弁をもとに明らかにしますと、平成三十年度の教員数の基礎数は百八十六人、これは小学校・中学校の教員数を足したものです。ところがこれからこの計画を進められますと小・中学校の教員数は第一段階の三十二年度では百六十七人になります。百八十六人から百六十七人になります。第二段階の平成三十三年度では百四十五人、第三段階での平成三十五年度では百三十一人、現在百八十六人ですから五十人以上、先生方が減らされることになります。定年になっていないのに解雇されることのないようないわゆるチェックもこれから必要だと思えますけれども、もう五條市内で小・中学校の先生方の就職先が五年後には五十人以上もなくなるということですね。五條市内でも仕事を増やさなければなりませんけれども、この計画を実行したら小・中学校の教師は五十人以上なくなるということですよ。

保育所・幼稚園の保育士・教諭の人数はどうかと言いますと、保育所・幼稚園両方含めて言いますと、これも理事者の答弁をもとに言います。正規の職員が現在四十九名、嘱託職員が保育所・幼稚園両方で三十八名、計八十七名ですね。ところが平成三十三年度は幼稚園教員・保育士は八十五名となって二名減ります。平成三十四年度では両方で八十一人ですから、六名減ります。このように、五條市内でもつとつと若い人らが仕事に就いてもらうために、人口を減らさないために五條市内での就職先を増やさなければならぬ今の五條市の中で、この状況では先生方と保育士が減ってしまうということになります。

これが、私は反対の理由の中でも忘れてはならないことだと思っております。

また今、子供たちの状況は日本全国教職員組合の調査でも小学校六年生以上の中学校三年生までの間で、人生に疲れたと自分に自信が持たないという、この子供さんが大変多くなっているわけでありますけれども、この解決にも学校適正化・認定こども園の計画は果たして役に立つかどうかというのも私は疑問であります。

以上申し上げましたように、この時期に阪合部地域のPTA関係者の反対の要望が提出されており、大塔・西吉野地区、またその他の地区でも大変な通園・通学距離が長くなり、時間がそれに伴って必要となるという、こういう新たな問題が現時点で分かるわけですからね、一旦学校適正化計画・認定こども園計画は中止して、何遍も申し上げますように、阪合部地区の皆さん、大塔・西吉野・その他の関係地区の皆さん方とよく話し合いを求めまして、この議案についても反対します。

しかし、この一般会計の中にはその他たくさんあります。新庁舎建設の費用、花咲寮建設の費用もあるわけでありまして、新庁舎については、この間、新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会の方から市長に対して申出がされております。多くの申出に善処することになっておりますけれども、まだ協議して結論を出さないといけない要望も残されておりますので、この解決に早く誠意を持って対応していただかなければならないと思います。

また同時に、職員の健康に係る食事の場所についても、職員のアンケート結果が出ているわけでありまして、このアンケート結果を重視してそれに対応できるように努力するのが、やはり行政の責任ではないかと思えます。そのほか必要とは考えられない庁舎の屋根、また窓の格子を増やす設計、あるいは一部格子に塗料を塗るといようなことは、当初の基本計画にもなかったことでありまして、これをやればそれだけ、屋根だけでも五千万円ですからね。たくさん税金を費やすということになりますから、こういった必要のない計画を取りやめるようにして、問題を解決しながら前に進めていくと、議員の皆さん方の理解、了解も得ながら前に進めていくことを強調しておきたいと思えます。

また花咲寮整備事業につきましては、この間委員会でも出されておりますように、新庁舎はもうスタートしていますから、途中でストップするわけにはいきません。またその上に学校適正化計画・認定こども園計画も先ほど明らかにしましたように大変な二十八億円という財源が必要となりますし、そのほかの事業全体を見ても、五條市は今いろんな事業を山積みしておりますけれども、そんな中で財源確保は一遍にやろうと思えば大変無理が生じますから、今花咲寮の建設は東京オリピックが終わってからの後で落ち着いて建設されるようにこの間表明してきましたけれども、そのことを再度ここで表明しておきたいと思えます。

一般会計補正予算（第三号）の中に含んでおりますその他の予算につきましては、基本的に賛成させていただくことを申し上げまして、この議案に対する反対討論とさせていただきます。御賛同の方、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）次に山口耕司議員の発言を許します。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されております議第四十七号、平成三十年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定に対し、賛成の立場から討論いたします。

このたびの補正予算におきましては、新庁舎建設や花咲寮整備事業、認定こども園整備事業、学校適正化事業などの大型建設事業に係る予算が計上されており、どの施設も本市にとって必要不可欠なものであります。

特に、新庁舎整備事業及び花咲寮整備事業につきましては、本体建設工事に係る債務負担行為が計上されており、いずれの事業も来年十月からの消費税増額の影響を避けるため年度内の契約を目標していることから、事業の進捗等も考慮すれば、本定例会での予算措置が必要であると判断いたします。

さらに、新庁舎建設については、県負担部分や補助金協議等について県と歩調を合わせながら、適切な時期に県と市が共に予算計上を図っていく必要があります。

また、その他の事業として、危険ブロック関連経費や熱中症対策のエアコン関連経費、危険ため池の調査等、直接市民の安心・安全、生命に影響が及ぶ重要な予算も計上されていることなどを勘案いたしますと、行政の停滞は許されず、本案の全てにわたり必要な予算であると考えます。

また先ほど反対討論がございましたが、先ほども申し上げましたように、市民の安心・安全を守る大切な施策、事業は必要でございます。各議員におかれましては、討論は反対討論をさせていただきますが、代替案、いわゆる予算の代替案を持って議論すべきだと私は考えます。

以上、申し上げました理由により本案に賛成するものでございます。  
議員各位におかれましては、何とぞ御賛同いただけますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）次に牧野雅一議員の発言を許します。

〔四番 牧野雅一登壇〕

○四番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、まず最初に議第四十五号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正については反対の立場からお話させていただきたいと思っております。

この議案に関しましては、三たび同じ内容で上程されております。今回の総務文教常任委員会でも特別交付税の超過分が減額されるルールになった、その恐れがあると、それが確定しているのかいないのかとお尋ねさせていただいたところ、対象になり得るといったところである、減額するとは回答しきれないという答弁でありました。この退職金というのはね、やっぱり三十年、四十年とこの五條市に仕えていただいた職員さんが退職間近にして手にされる長年の功労金みたいなものです。それを国の交付税措置が減額されるという確定があるのであれば、それはまたそこで議論すべきだと思うのですが、今の時点ではそれが確定していませんのであれば、やっぱり職員さんの、今退職される十九名の職員さん、また今後退職されるであろうという方々のお仕事に対する意欲の低下にもつながりかねない、それはお金にも変えがたいものがあるのではないかとということで、今の時点では反対とさせていただきます。

次に議第四十七号、平成三十年五條市一般会計補正予算（第三号）議定についてでございます。

この補正予算案にある債務負担行為、特に新庁舎整備事業は事業の進捗が紆余曲折し、見通しの甘さや準備不足、説明不足がたたり工事の設計変更や周辺にお住まいの市民の皆様にご不安を与え、その御理解を得るため、工程が遅れ、事業費の増幅が見込まれ、また事業計画においても………執務の効率性に不安を残し、現段階で周辺道路整備の進捗はおろか、見通しも付いていないなど、不安や不確定要素が多々見受けられます。

また主たる財源においては、約三十九億円を充当される合併特例債の発行期限を再延長する改正特例法が認められ、今一度事業の見直しが可能となりました。今後取り組まれる学校適正化事業費約二十八億円、花咲寮整備事業費約十四億円、新庁舎整備事業費約五十九億円ほか周辺道路整備事業等を見据えると百億円を優に超える途方もない事業費を集中的に要し、財政に負担を強いるのは火を見るより明らかであります。

また当市の財政状況は、監査委員による決算審査意見書にも「経常収支比率を大きく押し上がり前年と比較すると二一パーセント悪化の九パーセントとなっている。また普通建設事業費は平成二十七年から飛躍的に増えており、それに伴い地方債残高が増加に転じ、元金償還額が増加している。」とあります。経常収支比率が硬直化の一途をたどり、年度ごとの公債費は償還の平準化、返済の先送りという工夫をし、収支の枠内に収まりつつも、実質公債費比率は上昇傾向にあり、将来の地方交付税の減額なども考えるとき、市民の皆様のための教育や福祉事業に支障を来す不安があります。市民の皆様からお預かりした議決権を時間がない、仕方がないというような理由で事業の優先順位を協議する等の工夫することなく、無責任に行使用することは議員としてはいたしかねます。現補正予算案では反対の立場を取らざるを得ません。市

民の皆様には将来の五條市の財政状況を十分に御認識・御理解賜りますことを伏してお願い申し上げます。

今ならまだ間に合います。どうか議員各位におかれましては時間がないから仕方がないという理由だけで市民の皆様から委ねられた大切な議決権を誤りなく、それぞれの支援者の皆様に胸を張って説明できる御判断をお願いしまして、私牧野雅一の反対討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（平岡清司）次に福塚 実議員の発言を許します。

〔八番 福塚 実登壇〕

○八番（福塚 実）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、八番福塚 実の反対討論をさせていただきます。

まず今定例会に提出されました平成三十年五條市一般会計補正予算（第三号）、議第四十七号の問題について反対の立場から討論をさせていただきます。

平成三十年三月定例会に上程された五條市一般会計補正予算（第三号）の問題について反対の立場でございます。本債務負担行為補正に提示されている認定こども園設計業務委託四千八百七十万円を認めることは、今後五條市の市民や保護者の皆様に大きな負担と様々な意見の適正な取組がなされないまま見切り発車するような補正予算になることが明白で、認めることはできません。

理由として、学校適正化について地域住民や保護者の代表から本定例会に要望書が提出され、その回答や説明責任を果たすことなく理解を得られていないことが大きな問題です。また本補正予算を認めること、学校適正化事業が強引に進められ、地域や保護者の皆様に大きな負担を強いるのは明らかです。また認定こども園の開園時期も同時期に行うことが五條市全体の公平かつ公正な行政運営の在り方であり、より保護者の皆様の選択肢もでき、通園・通学の負担の軽減にもつながると考えます。一部の地域を阻害して本予算を執行することで、地域格差が生まれ、より一層の行政への不信感と疎外感ができてきます。市民の信託を受け、市民の代弁者となる議員として、本補正予算を承認することは市民や保護者の皆様の意見を否定することになります。

議員各位におかれましては、地域、保護者の皆様の御意見に寄り添った御判断と御理解を求めまして、私、福塚 実の反対討論とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）以上で討論を終結いたします。（「二番」の声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、この議第四十七号、平成三十年五條市一般会計補正予算（第三号）議定につ

きましては、農地費や林業振興費、また小学校費・中学校・高等学校費、また地区公民館、そして危険ブロック塀の撤去等、大変重要な予算が組み込まれておるのは大変理解させていただいておるつもりでありますけれども、一部学校適正化、また認定こども園の部分で地元での調整が取れていない部分があると一般質問でもお話しさせていただきました。その中で、地元調整をさらに進めていただけるといふ答弁をいただいておりますので、その部分をしていただいてからその部分に對しまして賛成させていただきたいと、そのように感じる次第でありますので、現時点におきましては、私この議第四十七号につきましては退席させていただく旨をここでお伝えしたいと思います。

よろしく願います。

○議長（平岡清司）これより本二議案を議案ことに採決いたします。

初めに議第四十五号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第四十七号、平成三十年年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に、先に市長から提出されております議第五十一号、工事請負契約の締結について、本日付けを持って撤回したい旨の申出がありました。

この際、議第五十一号、工事請負契約の締結についての撤回についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よってこの際、議第五十一号工事請負契約の締結についての撤回についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

議第五十一号、工事請負契約の締結についての撤回についてを議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

○議長（平岡清司）太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）議長から発言の許可をいただきましたので、九月十日追加提出いたしました議案の取下げに関しその理由を申し上げます。取り下げる議案は、議第五十一号、工事請負契約の締結についてであります。

また取り下げる理由は、上野公園防炎力強化棟の止水に追加対策を講じる必要が生じたためでございます。

なお本議案については、改めて議員各位の御理解を賜るよう詰めてまいりたいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。議員各位にはどうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（平岡清司）説明が終わりました。

お諮りいたします。議第五十一号、工事請負契約の締結についての撤回については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって議第五十一号、工事請負契約の締結についての撤回については承認することに決しました。この際、厚生建設常任委員会の付託議案審査報告を配布させます。

配布漏れはございませんか。――。

審議を続けます。

○議長（平岡清司）次に日程第二、ただいま撤回が承認されました議第五十一号を除く議第四十六号、議第四十八号、議第四十九号及び議第五十号の四議案を議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田正）ただいま議題となりました、議第四十六号、議第四十八号、議第四十九号及び議第五十号の四議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本四議案は、去る、九月十一日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十六号 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正につきましては、体積要件を削除し、面積測量のみで条例違反を明確にすることでスピード感と公平性を保ち、行政代執行に係る規定の追加等を行うことで住民の安全・安心を守るもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、不法投棄の監視体制について「毎日、生活環境課職員と専門官が巡回している。」との答弁があり、委員から、不法投棄の現在の状況をただしたのに対し、「現在四件の相談を受けているが、現地に異常はない。」との答弁があり、委員から、過去に巡回で不法投棄が発見され職員の手でそれを止めた事例はあるのかとただしたのに対し、「現地を見て回り問題があるケースについては、指導したり県と連絡を取り合っただけで対応している。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十八号 平成三十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八百六十三万二千元を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ四十四億三千三百三十三万二千元とするもので、歳出については、平成二十九年療養給付費等交付金が確定したことにより、社会保険診療報酬支払基金に対し超過交付分を返還するもので、歳入として前年度繰越金を追加して歳出との均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員

一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十九号 平成三十年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四百六十万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ一千九十六万円とするもので、歳出については、市営墓地のコンクリートブロック撤去に伴い、新しくフェンスを設置するための経費で、歳入として一般会計繰入金を追加して歳出との均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、地震対応のほか台風二十一号のような風速五〇メートル以上の強風にも耐えられる設計となるのかとただしたのに対し、「地震や台風についてもブロック塀に比べ数段優れ、強度試験についても鉛直、水平荷重試験とも合格した仕様となっている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十号 平成三十年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五千九百五十四万五千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ四十億六千四万五千円とするもので、歳出については介護保険財政調整基金積立金三千九百八十五万四千円、償還金一千九百六十九万一千円で、歳入として地域支援事業介護予防交付金四十一万三千円、前年度繰越金五千九百十三万二千円を追加して歳出との均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本四議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本四議案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第三、認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会牧野雅一委員長。

〔決算審査特別委員長 牧野雅一登壇〕

○決算審査特別委員長（牧野雅一）ただいま議題となりました、認第一号から認第九号までの九議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月十一日の本会議におきまして、平成二十九年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、大谷龍雄議員、山口耕司議員、福塚 実議員、窪佳秀議員、養田全康議員、伊谷賢司議員、そして私、牧野雅一の七名が選任され、本会議終了後に開催された委員会におきまして、委員長に私、牧野雅一が、副委員長に山口耕司委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については、十四日、十八日、十九日の三日間とすること並びに審査方法・順序について協議しました。

以下、十四日に開会いたしました当委員会での審査の経過と結果について、その概要を報告いたします。

審査の方法は、まず、各会計の概要説明のうち総括質問を行い、続いて各会計別に審査を行うこととし、審査の順序は、慣例により、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進めました。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 豪雨時に排水が追いつかず水が路面等にあふれる水路の状況把握と情報提供についてただしたのに対し、「今後、各課とも連携して調査し、通学路については、各学校や子供たちに周知していきたい。」との答弁がありました。

二 消防団の屯所についてただしたのに対し、「屯所の数、建替えについては団と協議しながら進めている。現在建替えを検討しているのは一

箇所である。」との答弁があり、また、一階がブロック積みで駐車場、二階が室内になっている屯所が多いと認識しているが、ブロック積みの強度的な検証をしたことがあるかただしたのに対し、「検証したことはないと思う。」との答弁があり、また、屯所のエアコン設置についてただしたのに対し、「団から設置の協議は来ていないが、今後設置や補助金などの話について申出があれば、協議をしてみたい。」との答弁があり、また、「屯所に防犯カメラを設置しているところがあるか。」とただしたのに対し、「設置している屯所はない。」との答弁があり、設置要望が出た場合の対応をただしたのに対し、「団と協議したい。」との答弁がありました。

三 阪合部地域の犬野墓についてただしたのに対し、「現地に行ったことはない。」との答弁があり、委員から、墓地への市道がかなりの急勾配でコンクリート舗装が傷んで骨材が見える状態となっている。対処を検討していただけたらただしたのに対し、「現地を確認した上で、市道整備については地元自治会からの要望に基づき緊急度、通行頻度等を考慮しながら優先順位を付けて実施していることを鑑みながら検討したい。」との答弁がありました。

四 上野公園が最も浸水した記録についてただしたのに対し、「平成二年九月の台風十九号で管理棟の床上三〇センチまで浸水した記録がある。」との答弁があり、委員から、災害を受けた認識のもとで防災力強化棟など今後のプランニングが必要で、大滝ダムができた後も浸水したことを検討課題とすることが重要であるとの意見があり、また、吉野川の水位による施設管理の災害対策についてただしたのに対し、「災害対策として、まず池の水を抜き、市道の冠水に関しては、池の観測点を基に市道の通行止めを実施している。」との答弁がありました。また、公園野球場、サッカー場等の予約確認時の電話対応について、適切な市民対応ができていないとの指摘がありました。

五 時給職員の残業手当についてただしたのに対し、「基本的に臨時職員の方の残業は極力避け、やむを得ない場合においてお願いする対応としている。」との答弁がありました。委員から、「五時過ぎまでの勤務で作業が残ってしまい、勤務を続けても七時過ぎまでやらないと残業代が付かない。六時を回った時点では残業代が付かないと聞くが間違いか。」とただしたのに対し、「正職員では残務整理の時間という考え方があがるが、時間給の職員にそれはあつてはならないことと考えるので全庁的に精査してみたい。」との答弁がありました。

六 臨時職員への作業服の支給についてただしたのに対し、「作業服の支給の規則に基づき支給しているが、各課の対応となっている部分もあるため、もう一度精査してみたい。」との意見がありました。

七 臨時職員の雇用の年齢制限と雇用期間についてただしたのに対し、「年齢は満六十五歳としているが、特に必要がある場合は満七十歳に達した日以後における最初の三月三十一日までという目安がある。雇用については半年雇用で、半年ごとに更新する。」との答弁がありました。

八 公園の草刈りや清掃作業等を随意契約する場合の数量計算についてただしたのに対し、「発注に掛かる面積測定については、実測もしくは図面により職員が面積を算出している。」との答弁があり、また、常用の計算で人工数の見積りの場合の確認についてただしたのに対し、「人数等は日報及び業務報告書で確認している。」との答弁があり、また、地元自治会等に発注した場合の安全管理、安全作業の指導・確認についてただしたのに対し、「業務の現場にてヘルメット、安全具等の着用を職員が現地で確認している。契約書で発注する場合は、特記仕様書にて安全対策の徹底を要請している。」との答弁がありました。

十一時十四分に休憩し、十一時二十五分から総括質問を再開しました。

九 防災行政無線運用後の市民からの御意見についてただしたのに対し、「聞き取りにくい、早口すぎる、また遅すぎる、ボリュームが平時のとき、声が大きすぎるなどの御意見があった。」との答弁があり、また、今回の台風二十一号のときの音量と放送回数をただしたのに対し、「台風時は最大音量とし、繰り返しは二回としていた。」との答弁があり、今後の対応についてただしたのに対し、「人それぞれ防災行政無線の音に対する感覚が違うように感じ、また風向き、湿度などでも音の伝わり方が違う。今後は、エリアメール、ホームページ、FM五條、消防団の広報、Ｌアラートなどを総合的に活用しながら市民に情報が伝わるよう努めてまいりたい。」との答弁がありました。また、「奈良市では、フリーダイヤルを十回線設けて放送内容の問い合わせに対応しており、五條市でもフリーダイヤルを設けてはどうか。」とただしたのに対し、「五條市では有料ではあるが、二二局二二三番で放送内容の確認ができ、この件は広報紙に毎回掲載している。」との答弁がありました。また、委員から、放送内容確認の電話番号について一一九番や一一〇番のように覚えやすい番号に変え、機械の音声についてもっと聞き取りやすくなるよう検討してもらいたいとの意見がありました。

十 新庁舎建設事業に伴う交通誘導員の配置数についてただしたのに対し、「地元説明会において、交通誘導員の増員の要望があったことから、まずは十七名を配置し、九月十一日からは十二名配置としている。」との答弁がありました。また、交通誘導員を十七名も配置することについて、地元又は通行人から苦情的な話はきていないかただしたのに対し、「多すぎるのではないかとのお話があったので、随時地元と協議しながら適切な配置にしていきたいと思います。」との答弁がありました。委員からは、工事の進捗により交通誘導員の配置数も変わるとは思うが、車両や通行人への適切な誘導となるよう交通誘導員への指導をお願いするとの意見がありました。

十一 正職員と臨時職員の見分け方についてただしたのに対し、「正職員の名札には市章がぼかしで入っているが、臨時職員にはこの市章が入っていない。しかし、市民からは判別しにくいとの指摘があることから、現在、人事係の方でストラップの変更等判別しやすい形を検討して

おり、他の自治体も検証しながら新年度からの実施を目的に取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

十二 し尿くみ取料についていただきましたのに対し、「くみ取料金に関しては五條市の条例で定めており、浄化槽に関しては管轄が県となり、許可は五條市で下ろし、料金に関しては最低料金を五條市環境衛生協会で定め、上限料金はそれぞれのくみ取業者が決めている。」との答弁があり、また、委員から、値上げがある場合は市に対し連絡はあるのかただしたのに対し、「浄化槽に関しては県の管轄で、五條市はタッチしていない。」との答弁がありました。

十三 現予算で設置できる防犯灯の数についてただしたのに対し、「総額で五百万円の予算を確保し、二期六月と十一月、七対三の割合で配分し、その申請件数、申請箇所に応じて上限一万五千円に定めてそれ以下で案分し、できるだけ広く、低い額にはなるが基数に制限を定めず配分する。」との答弁があり、また、委員から、地域の過疎化などで将来、防犯灯の維持が難しくなることが想定されるが、維持費も踏まえてどのように考えているかただしたのに対し、「現在は各自治会から市に負担してほしいという要望はないが、仮に防犯灯六千五百基全ての電気代を現状のまま市で負担すると、年間電気代は約二千万円かかり、これら全てをLEDに交換する費用も必要だが、交換した場合でも約一千万円の経常経費は毎年必要となる試算がある。この管理の人的負担、財源等についても今後検討してまいりたい。」との答弁があり、委員から、防犯の在り方など検証し、より良い方向で検討をお願いしたいとの意見がありました。

昼食のため正午に休憩し、午後一時二十五分から総括質問を再開しました。

十四 花咲寮の建設事業費及び定員八十床が変更されたことについてただしたのに対し、「耐震性の向上や福祉避難所としての災害時の自家発電装置の導入など必要なハード面の整備によって高額な建設費となり、建設費を下げるため施設の大きさを見直して、やむなく定員を六十名とし、実施設計において建築工事費十二億三千六百万円とした。」との答弁がありましたが、現在の入所者数と新しい花咲寮への入所者見込数をただしたのに対し、「現在の入所者は四十五名で、市内からの入所者は三十八名、五條市の措置者数は毎年大体五十一名で推移している。」との答弁がありました。また、花咲寮進入道路及び（仮称）二見川端近隣公園整備事業の概算事業費をただしたのに対し、「公園で約四億九百万円、道路で約一億一千万円、合計約五億二千万円である。」との答弁があり、また、委員から、「新庁舎、認定こども園ほかの建設事業が同時期になるが、財政面はどうか。」とただしたのに対し、「現在の国の財政支援、交付金の状況が継続されるという仮定のもとではあるが、市民生活に大きく影響を及ぼすような危機的状況に陥ることはないと考え。ただし、平成二十九年度決算状況で経常収支比率が九九パーセント、実質公債費比率が一四・三パーセントとかなり上昇傾向となっており、効率的な財政運営を進めてまいりたい。」との答弁

がありました。また、交付税がもし下がった場合には、危機的状況に陥る可能性はどうかとただしたのに対し、「あくまでも仮定の話であるが、交付税が大幅に減額されるとか、例えば過疎対策事業債の延長等が見込めない状況になった場合は、その危険性も考えられる。」との答弁がありました。

十五 新庁舎建設周辺道路整備事業に係る旧岡中線、岡口三号線の進捗状況についてただしたのに対し、「旧岡中線の庁舎北側の拡幅工事については用地測量業務が完了し、地権者と十月までに契約を終え、年度内に拡幅工事を予定しているが、それより北側は現在地権者と交渉中である。また、庁舎東側の拡幅工事は詳細設計が完了し、北側の拡幅工事及びN T T地下埋設電柱移設工事の進捗に合わせて着手準備及び地元調整を行っている。」との答弁がありました。また、なかよし保育園との用地交渉についてただしたのに対し、「一度代表者にお問い合わせしているが、その後交渉は、日程調整中である。」との答弁があり、委員から、交渉ができていない理由をただしたのに対し、「なかよし保育園付近から東側で一部設計の見直しを行っているため、詳しい状況の説明ができないことから対応が遅れたものである。」との答弁がありました。また、仮設道路の待避所及び幅員についてただしたのに対し、「待避所は五箇所、幅員は一〇メートルである。」との答弁がありました。

午後二時に休憩し、午後二時十分から総括質問を再開しました。

十六 シダーアリーナのキュービクルが昨年水没したことでその対策についてただしたのに対し、「キュービクルの周りを囲って水が入らないような設計を現在行っている。」との答弁があり、委員から、今後大きな水がくる可能性がある地域であり、吉野川と丹生川などの地形もしっかり把握して水害防止に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

十七 全国一千七百数十の市町村がある中で、五條市の財政的な順位についてただしたのに対し、「全国的に奈良県全域が、かなり低い位置である。」との答弁があり、委員から、一千六百番台であったと思うが、一つの目安として市税三割という言葉をよく聞くが、五條市の歳入歳出の規模はどれくらいが平均かただしたのに対し、「標準財政規模を基準に類似団体の平均的な普通建設事業等を加味し、かつ、他の市町村にはない大型の事業を加味すると、大体年間の予算規模は百六十億円から百七十億円が適切ではないかと考える。」との答弁があり、委員から、それからすると、市税獲得は四十五億円から五十億円を目指さなくてはならない。今回の決算では市税三十五億円だが、三割をキープする方策など大型事業を確実にこなし、収入源の確保を目指して取り組む姿が今後五條市には必要ではないか。中長期の財政計画を、全庁を挙げて作っていただきたいとの意見がありました。

十八 学校適正化、認定こども園の計画が実施された場合、教師数は何人くらいになるかただし、平成三十年年度の教員数の基礎定数は百八十六名で、統合スケジュール第一段階の平成三十二年度は百六十七名、第二段階の平成三十三年度は百四十五名、第三段階の平成三十五年度は百三十一名と推計している。」との答弁があり、また、幼稚園教諭及び保育士の人数をたじたのに対し、「幼稚園教諭の正規職員が十名、嘱託職員が四名、保育士の正規職員が三十九名、嘱託職員が三十四名で合計八十七名となっており、平成三十三年度に二つの認定こども園が開園すると合計八十五名で、平成三十四年度は八十一名になると推計している。」との答弁がありました。

十九 新庁舎建設事業の債務負担行為五十億円についてたじたのに対し、「今回の補正予算は、庁舎本体の建設工事のみである。既に購入している土地や造成費、既に契約済みのもは含まれていない。」との答弁がありました。

二十 市職員の給与、手当等に関し、過去十年間のラスパイレズ指数についてたじたのに対し、平成二十年度九一・四から平成二十九年九五・三まで各年度ごとの報告がありました。また、残業手当についてたじたのに対し、「職員の時間外勤務手当については、一般職の職員の給与に関する条例に基づき算出している。年三百六十時間を超えない範囲で管理職以外の職員に支給しており、その額は、平成二十九年九では一億一千七百七十八万一千七十七円となっている。また、年三百六十時間を超える分は原則、代休で対応している。」との答弁がありました。

二十一 市職員の各課への配置の判断についてたじたのに対し、「年度末に各部長に対し、秘書課から人事ヒアリングを実施し、この中で、各課の実情などを聴取して定期人事異動に反映している。」との答弁があり、委員から、職員に大きな負担が掛かっていないか見極めるための職員アンケート調査を行って、効率的な人数の配置をしていただきたいとの意見がありました。

二十二 新規採用人数はどのように決めているのかたじたのに対し、「職員採用については、庁内に採用試験委員会があり、採用人数を決定している。原則は退職者と同等数を補充するように採用人数が決定している。」との答弁がありました。

二十三 市役所文書の保管基準についてたじたのに対し、「公文書の保管については、文書編さん保存規程があり、それに基づき、永年保存、十年保存、五年保存、一年保存の四種類に分けて整理している。」との答弁がありました。

二十四 森林経営管理法についてたじたのに対し、「事業に関する細かいガイドラインが平成三十一年三月に国から示されると聞いています。」との答弁があり、委員から、この法律は五條市に大変負担がかかる内容と聞いている。しっかり研究し、対応していただきたいとの意見がありました。

午後三時五分に休憩し、午後三時二十五分から総括質問を再開しました。

二十五 期日前移動投票車について検討状況をただしたのに対し、「浜田市及び千早赤阪村を参考に検討したが、山間部の冬の積雪時の巡回に課題があり、導入するという結論に至っていない。」との答弁があり、委員から、冬の選挙の心配はいらないと思う。また、大塔・西吉野地域は投票所の立会人がいなくなると思われる。大塔地域の現状を見れば、家のそばまで投票車が移動できれば地域の方々に喜んで投票していただけると考えるので、来年の統一地方選挙には間に合うようにしていただきたいとの意見がありました。

二十六 文部科学省から依頼のあった学校施設におけるブロック塀等の安全等状況調査についてただしたのに対し、「調査結果は、ブロック塀のある学校として五條小学校と五條東中学校及び野原中学校が該当しているが、野原中学校については、ブロック塀の高さが一メートルと低いため、危険ブロック塀の対象外として報告している。」との答弁がありました。

二十七 予算の専決処分及び補正予算で執行する以外のブロック塀の危険箇所の有無をただしたのに対し、「西吉野テニスコートと宗松公民館に一箇所ずつあり、双方とも緊急の対策は必要ないが、老朽化により平成三十一年度に撤去費用の予算要求を検討したい。」との答弁があり、また、「民間保育所に対しては注意喚起を行い、さらに市営墓地五箇所のうち二箇所は撤去し、三箇所については安全が確認されている。」との答弁がありました。

二十八 岡南近隣公園に高さ二メートル二〇センチメートル以上のブロック塀があり、控え壁もなかったと思うが、違法かどうか判らない。撤去可能かただしたのに対し、「対応したい。」との答弁がありました。

二十九 通学路における民間のブロック塀の危険箇所についてただしたのに対し、「調査の結果、対象と思われる箇所として小・中学校合わせて百八十七箇所の報告があり、各学校ごとに児童・生徒へ危険箇所として周知並びに通学について注意喚起を行い、特に危険な所は、現地を確認した上で通学路でう回が可能であればう回させる。また、ブロック塀から離れた反対側を通るなどの指導を行った。」との答弁がありました。

また、民間の危険性の高いブロック塀の撤去の補助金についてただしたのに対し、「県内十二市でも十一市が検討を進めており、早いところでは十月初旬から、遅いところでも来年度には補助金を創設すると聞いている。五條市でも前向きに検討し、これに係る国庫補助金の獲得についても鋭意努力したい。」との答弁があり、委員から、出来るだけ早く予算計上していただきたいとの意見がありました。

三十 旧し尿処理場の解体の進捗状況についてただしたのに対し、「衛生センターの解体撤去工事は、平成三十年十一月三十日までに完了予定

で、現在の進捗率は約八〇パーセントである。」との答弁がありました。

三十一 クリーン・オアシスのクラック点検についてただしたのに対し、「四回目の確認予定が、平成三十年八月下旬から九月月上旬であったが、台風接近のため、平成三十年十月一日に調査実地することとなった。経過観察が終了し、報告書が提出された段階で議会へ速やかに報告したい。議会への報告は十月中旬から十一月月上旬にできると考えている。」との答弁がありました。

三十二 市道における路面の穴ぼこ等の対応についてただしたのに対し、「現在の対応は、年末年始、ゴールデンウィーク等の長期休暇前に集中的にパトロールを行い、補修材にて応急処置をしている。また、自治会長や住民通報によるもの、日々の日常業務において建設課職員が現場に出たときに発見したものについては、順次応急処置を実施している。」との答弁がありました。また、穴ぼこによって転倒するなど、けがをされた場合の対応をただしたのに対し、「道路賠償責任保険に加入している。」との答弁がありました。また、委員から、道路の穴ぼこをなくすため、通報キャンペーンとして市民から通報してもらい、応急処置はシルバー人材センターなどと契約して対応するということをしており、職場環境改善や市民の支援と道に対する意識付けなど参考にしてはどうかとの意見がありました。

三十三 市のホームページの各種市民相談について件数をただしたのに対し、「相談件数は平成二十九年四十九件、うち行政相談二十件、個人相談二十九件で、平成二十八年度は五十三件、うち行政相談十七件、個人相談三十六件である。」との答弁があり、また、カウンセラーの活動状況についてただしたのに対し、「相談件数として平成二十九年度百八十三件、回数として六百二十三回である。」との答弁がありました。

午後四時五分に休憩し、午後四時二十五分から総括質問を再開しました。

三十四 新庁舎建設の交通誘導員を配置した日と費用をただしたのに対し、「八月六日から九月十日で日数が二十五日で四百五人となり、金額として四百八十六万円である。」との答弁があり、また、警備員に関する協定書についてただしたのに対し、「手元に協定書はないが警備員の人数は書かれていない。」との答弁がありました。

資料準備のため午後四時二十七分に休憩し、午後四時四十三分から総括質問を再開しました。

委員から、整備委員会から申入れがあったので、八月六日から九月十日まで交通誘導員を配置したということとただしたのに対し、「申入れ事項には人数の記載はなく、地元説明会の段階で、地元要望として道の角、角に交通誘導員を配置してほしいとされ、具体的に配置した

人数が十七名である。」との答弁がありました。委員から、建設工事であれば交通安全経費も出ていると思うが、この経費はどこが払うのかとただしたのに対し、「当初、造成工事一工区に誘導員三名、二工区に二名を見込んでいるが、増えた分については変更契約を結んで市が支払うことになる。」との答弁があり、委員から、この予算は幾ら見込んでいるのかとただしたのに対し、「あくまでも想定で概算的であるが三千万円位の増額になると想定される。」との答弁がありました。

意見調整のため午後五時十二分暫時休憩となり、午後五時四十一分から総括質問を再開しました。

委員から、交通誘導員の配置に関し、工事を進めていく上で、場内だけの施工日、また、ダンプで土砂等の搬入など工事車両の多くなる日などをしっかりと地元協議し、場内施工だけの日の誘導員は業者が決めた人数、最低限の人数とし、工事車両が多くなる場合は検討して適切な配置とし、経費を抑えるようお願いするとの意見があり、また委員から、総括質問の項目は、ペーパーで市長公室長に提出している。担当部長はそれに答弁できるように、しっかりとした準備をお願いするとの意見がありました。

以上、午後五時五十二分に延会となりました。

十八日、午前十時に総括質問を再開しました。

三十五 新庁舎建設の交通誘導員の配置数について、十四日の答弁後の地元協議の進展状況をただしたのに対し、「環境保全対策委員長と面談し、今後は現場状況に応じて増減させることの説明をしたところ、状況に応じて変更することは当然のことと認識しているとのことであり、御理解をいただいた。」との答弁があり、委員から、この件に関しては、今の決算対象ではないが、今後もしっかりと精査していただきたいとの意見がありました。

三十六 花咲寮にかかる二見二十二号線及び二見五号線の位置についてただしたのに対し、目印の建物を示しながら説明答弁があり、委員から、現地に行って自ら実測したところ、二見二十二号線については道路台帳で位置確認もしたが、幅員については先の答弁の三・五メートルと一致しないとただしたのに対し、「二見二十二号線の幅員についての答弁は、勘違いであり申し訳ない。」との答弁があり、委員から、誠実な答弁をしていただきたいとの意見がありました。

三十七 花咲寮の開発申請では、九メートルの道路が必要となるのではないかとただしたのに対し、「二見二十二号線の現況幅員は七メートル以上あり、県との協議により今後九メートルを確保することを条件に、現在、緩和対応となっている。」との答弁があり、また、二見五号線についてただしたのに対し、「道路台帳提示協議により、開発の許可申請がされており、現在、県の決裁待ちである。」との答弁がありました。

委員から、本会議場で答弁のあった二見二十二号線の整備に係る三千五百万円の予算について、花咲寮の建設に合わせて優先する工事か否かの検討が必要ではないかとの意見がありました。

三十八 工用車両の動線確保のため、須恵四号線の道路改良工事、周辺民家の家屋調査費、交通誘導員の増員、旧岡中線北側の道路改良工事、工用車両のための仮設道の設置、土地の借上げ費等々、庁舎周辺の整備に関し費用がかさんでいるが、試算額の総額は幾らになるのかたまたのに対し、「誘導員分合わせて約一億一千四百万円である。」との答弁があり、委員から、限られた財源を効率よく活用し、極力新庁舎の建設に関して事業費を抑制するようにという決議を、昨年六月に可決しているので、その決議に沿うような取組を目指していただきたいとの意見がありました。

三十九 新庁舎建設予定地北側の空き地の残地購入についてただしたのに対し、「市有地と隣接する土地で、地権者の方からの要望ということもあるが、今後購入することを含めて利用価値等を検討してまいりたい。」との答弁があり、委員から、活用目的を明確にして交渉していただきたいとの意見がありました。

四十 岡口三号線の法線等進捗状況をただしたのに対し、「なかよし保育園東側までの間で一部見直しを行っている関係で、最終交渉が若干遅れ気味であるが、粛々と進めてまいりたい。」との答弁がありました。

四十一 新庁舎造成工事の設計変更について、六月の一般質問では十三項目もの設計変更対象項目があると聞いていたが、現在変更した工程があるのかただしたのに対し、「設計変更手続前の指示事項として、一工区仮置き土砂の積込み費用の計上と盛土工の路床盛土を路体盛土に変更するなどがある。」との答弁があり、また、設計変更の財源について、工事請負差金があるとも聞いていたが、足りるのかただしたのに対し、「予算の範囲内で取り組んでまいりたい。」との答弁があり、委員から、これに関しては、私もしっかりと勉強し、その都度尋ねるが、しっかりとした計画を立てて進めていただきたい。」との意見がありました。

四十二 平成三十三年度の公債費について、一年前の答弁では約四十億円必要になるということであつたが、公債費の平準化により今回は三十億円となつたと聞くが、もし、四十億円の公債費を償還した場合、実質公債費比率は何パーセントと想定されたのかただしたのに対し、「あくまでも当時の試算上の実質公債費比率見込みだが、一九・五パーセントとなる。」との答弁があり、委員から、現在は平準化して一七・一パーセントだが、監査委員から出ている「五條市決算及び財政経営健全化審査意見書」によると、実質公債費比率が一八パーセント以上になると地方債許可団体に移行し、二五パーセント以上になると単独事業の起債が認められなくなる起債制限団体になると記されていると

して、この地方債許可団体及び起債制限団体についてただしたのに対し、「地方債許可団体とは、実質公債費比率が一八パーセントを超えた場合、五條市が地方債を発行する際、県の許可が必要になる団体で、起債制限団体とは、財政再建が危ぶまれるイエローカード状態であり、補助を受けないで自主的に行う単独事業が、原則制限される団体である。」との答弁がありました。また、委員から、意見書にある財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率という表によると、五條市の財政力指数は一〇に対して三から四の間に該当し、これは自主財源の割合が低く、財政力が弱いことが明らかになっている。また、経常収支比率は一般的に七〇パーセントから八〇パーセントが妥当といわれるものが、五條市の場合、平成二十九年度で九九パーセントとなっており、事業への取組が難しくなっているのではないかとただしたのに対し、「奈良県全般に言えることだが、五條市も財政基盤そのものが国の財政支援に頼っている財政構造であり、さらに昨今は経常収支比率が一〇〇パーセントに近いところで推移していることから、新規事業の取組を慎重かつ丁寧に審査しながら、不要不急な事業については抑制しながら、財政指標を注視し進めていくべきと考えている。」との答弁がありました。また、委員から、監査委員の意見書において、「今後においては、普通交付税が減少する中であって、歳入歳出両面において、なお一層厳しい財政状況が想定されるため、計画的で効率的かつ効果的な財政運営を推進し、行政課題の解決、市民生活の向上と福祉の増進に努められることを期待する。」と記載されており、この意見を尊重して、今後、五條市の行政、事業計画を立てるときに重視して取り組まれることをお願いするとの意見がありました。

午前十一時二十三分に休憩し、午後一時から総括質問を再開しました。

冒頭、理事者から、十四日の仮設道路の幅員に係る質問で一〇メートルと答弁したことについて訂正答弁があり、「盛土の、のり裾幅員が一〇メートルとなっており、車道の幅員は五メートルである。」との訂正及びおわびがありました。

四十三 防災力強化棟の事業について、シダーアリーナの今後の運営上、非常用電源装置の設置が必須と考えるので、厚生建設常任委員会の皆さんが納得、理解していただける設計また今後の工夫をお願いしたいとの意見があり、「一般の厚生建設常任委員会では説明不足があったことを反省し、当初の防災力強化棟の役目が何かを理解し、災害時の非常用電源等の設備という目的を達成すべく、鋭意努力し、議員の皆さんの理解を得られるよう努めてまいります。」との答弁がありました。

以上、午後一時四分に総括質問が終了し、引き続き、午後一時七分に各会計別の審査を行いました。

初めに、一般会計の歳出についてであります。

議会費については質疑がありませんでした。

次に、総務費についてであります。

一 防災拠点施設基本構想策定業務委託及び防災拠点施設用地調査業務についてただしたのに対し、「広域防災拠点の候補地であるプレディアゴルフ地区において、県の消防学校を併設した広域防災拠点等の土地利用について基本的な構想を定めるためのもので、防災拠点施設用地調査業務は、プレディアゴルフ場周辺の取得に關して大まかな業務量、取得に対する業務量であったり、施設の規模、数量、状況等を調査するものである。」との答弁がありました。また、数量についてただしたのに対し、「自衛隊駐屯地誘致の部分も含めた内容である。」との答弁がありました。

二 市民会館の指定管理に係る運営状況についてただしたのに対し、「平成二十五年度から平成二十九年度の実績では全て赤字である。」との答弁があり、委員から、指定管理全般で、施設で赤字が出て、利益の四〇パーセントを還元してくれたところは五條市ではないのではないか。赤字しか出ない施設をそのような状態で指定管理とするのはいかかなものかとの意見がありました。

三 元気なまちづくり交付金の交付団体数をただしたのに対し、「一般十四団体、学生四団体の合計十八団体である。上限については、予算ベースで一団体三十万円の計画であったが、予算相当額を超えたため案分とした。」との答弁がありました。また、当初の予算額をただしたのに対し、「一般が三百万円、学生が九十万円を予定していた。」との答弁がありました。

四 ふるさと納税については、どれだけの人が納税しているのかただしたのに対し、「ふるさと五條市応援寄附金の寄附額は五千六百九件、金額にして六千二百三十五万円である。」との答弁があり、また、ネット会社等の経費をただしたのに対し、「楽天（株）に委託料として支払った金額は三千九百四十七万九千七百七十七円である。」との答弁がありました。また、返礼品の品数をただしたのに対し、「約九十品目の返礼品が登録されている。」との答弁があり、委員から、経費を除いた何割かの用途は、企画政策課の方でしっかりと目標を定め、五條市のビジョンをきつちりと出せるようふるさと納税の使い方をしていただきたい。また、五條市のどういう政策で、ふるさと納税を生かしていくのかのプランを来期には提案していただきたいとの意見がありました。

五 財務諸表作成等支援業務委託料についてただしたのに対し、「公会計に関する統一基準に基づく財務四表、財務書類等の作成を会計事務所に委託している。一年間の支出書類について仕分け作業や、複式簿記への落とし込み等の作業を年度末に一括して行うもので、研修会の費用三十二万四千円とシステム保守料約四十三万二千円も含めたものである。」との答弁がありました。

六 西吉野支所費の幻の五新鉄道活用プロジェクト事業委託料二百九十九万八千円についてただしたのに対し、「二件の事業委託であり、木レ

ールイベントの運営委託料として百万円及び五條市地域産業ブランド推進事業支援委託業務が百九十九万八千円で、五新線の西吉野城戸エリア周辺の整備計画の策定業務を委託するものである。」との答弁があり、委員から、幻の五新線プロジェクト事業に関連する事業で、今までどれくらいかの委託料を支払っているのか後日金額を教えてくださいとの意見がありました。

七 五新線トンネル点検業務委託料四百二十一万二千元についてただしたのに対し、「五新線活用推進事業として、未活用資源であり市所有の未成線の遺構である五新線を活用し、時代のニーズに沿った公益性と採算性が両立した事業展開を行うことを目的に、トンネル、橋梁の活用に向けた安全性の調査を行ったものである。」との答弁がありました。

八 旧宇智村役場解体撤去工事の目的についてただしたのに対し、「建物の老朽化が著しく、また、瓦がずれ、建物が傾いているなど周囲に危険を及ぼす可能性があり、また建物横の道は通学路でもあるため、解体撤去を行ったものである。」との答弁があり、また、道路の拡幅工事との関連性をただしたのに対し、「解体の目的は危険性の排除である。」との答弁がありました。

九 職員の長期休暇に至っている数をただしたのに対し、「平成三十年九月一日現在六名が休暇となっている。」との答弁があり、また、休暇は何日続いているのかただしたのに対し、「現在六名の病気休暇のうち、最長が約二年間取得している。」との答弁があり、また、二年間の給与形態についてただしたのに対し、「九〇日までは一〇〇パーセント支給、一年間は八〇パーセントの支給で、それ以降の支給はない。」との答弁があり、心の病気の方への対応をただしたのに対し、「定期的に病状報告書の提出を求め、不定期だが直接人事担当から面会して状況確認をしている。」との答弁がありました。

十 五新線トンネル点検業務委託料の成果品を公開しているのかとただしたのに対し、「公開はしていない。資料請求していただきたい。」との答弁があり、委員から、業務委託調査の結果が出れば、所管の委員会でも結構なので報告案件として取り上げていただきたいとの意見がありました。

十一 地域公共交通運行業務委託料約五千七百万円に、合併前の旧大塔村、旧西吉野村の公共交通も含まれるのかとただしたのに対し、「大塔コース及び西吉野コースは含まれていない。」との答弁があり、また、委員から、「家の前まで迎えに行つて、目的地まで行けるフルデマンドタクシーの運行も検討していただきたい。」との意見がありました。

次に、民生費についてであります。

十二 障害者相談支援業務委託料と市町村相談支援機能強化事業委託料について、五條市単独では成り立たないのかとただしたのに対し、「相談

の性質上、精神保健福祉士が必須であり、市内五箇所のうち、精神保健福祉士を有しているところが三箇所である。また、一市三町合同の契約となっているため、今後については費用的なものを含めて、一市三町と協議が必要である。」との答弁があり、委員から、例えば五條市単独であれば負担金などが減るのではないかと考えるので、検討していただきたいとの意見がありました。

十三 障害者福祉施設開設準備経費助成事業補助金については、社会福祉法人でないと適用できないと聞くが、障害者に関する社会福祉法人は何箇所かたまたまのに対し、「市所管は四箇所である。」との答弁があり、委員から、障害者に関連し、法人格を持つ事業体は十九箇所と思うが、この開設準備の資金百万円をいただけるのは社会福祉法人四箇所しかない。これは見直しが必要と考えており、透明性を確保できる部分があれば今後協議、検討していただきたいとの意見がありました。

十四 結婚新生活支援補助金についてたまたまのに対し、「予算十二組で二百四十万円に対し、実績として一件、十五万円であった。」との答弁があり、委員から、所得制限の枠を検証し直して、より多くの方が使えるようにして、五條市の人口増加にもつながる施策となるようお願いするとの意見がありました。

十五 児童福祉施設費の工事請負費の不用額約三百九十二万円についてたまたまのに対し、「牧野保育所のエアコンの設置工事費約二百万円を予算化していたが、修繕の方で賄うことができたため不用額となった。」との答弁があり、委員から、予算要求する前に、電気屋さんに見てもらうなどきっちり精査していただきたいとの意見がありました。

次に、衛生費についてであります。

十六 空家等対策計画策定支援業務委託料五百七万六千円及び測量業務委託料九十八万八千二百円についてたまたまのに対し、「空家等対策計画策定支援業務については、五條市空家等対策計画策定支援業務として、本計画は、空家法第六条の規定に基づき、国の基本指針に照らして、五條市の空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために策定したものであり、また、測量業務委託については、田殿町内の土砂搬入前後などの地形測量及び東阿田町の土砂搬入前後などの地形測量を行ったものである。」との答弁があり、また、委託先についてたまたまのに対し、「株式会社かんこうである。」との答弁があり、また、会社所在地をたまたまのに対し、「奈良市にある奈良支店である。」との答弁がありました。

十七 予防接種の委託料について、ヒブワクチン接種の接種率をたまたまのに対し、資料配布後、感染症対策の予防接種の接種率の報告がありました。また、委員から、ヒブワクチンを接種した方の全体の接種率が何パーセントなのか、この表では分からないとの指摘があり、「各予防接

種の接種率については、その年に新たに対象となり、受診の勧奨通知を出した人数を基に算出している。」との答弁があり、委員から、不用額が出ている理由をただしたのに対し、「予算は、五年間の出生率の平均百七十人を見込んでいたが、平成二十九年度は百四十一人となったため、不用額が発生したものである。」との答弁がありました。

十八 がん検診の受診率についてただしたのに対し、「胃がん検診に受診率が八・七パーセント、肺がん検診の受診率が一一・四パーセント、大腸がん検診の受診率が一九・八パーセント、子宮がん検診の受診率が二一・八パーセント、乳がん検診の受診率が二五・四パーセントとなっている。」との答弁がありました。また、受診率を上げる措置、工夫についてただしたのに対し、「前年の受診者には受診の通知を出し、また、複数のがん検診を同時に実施したり、土曜日・日曜日・夜間にも検診を実施している。また、保険課が実施している特定健康診査と同じ日に、がん検診の日時を設定するなどの工夫をしている。」との答弁がありました。また、国民健康保険を抑制する大事な事業なので、しっかりと市民にアピールしていただきたいとの意見がありました。

十九 五條市応急診療所について、一日当たりの経費をただしたのに対し、「約二十万五千円となる。」との答弁があり、また、市外の利用者も含む経費の負担を五條市がしていることについてただしたのに対し、「市民と市民以外を医療の現場で区別することは、難しい現状にある。」との答弁がありました。

二十 施設巡回点検業務委託料について、クリーン・オアシスにおいて、どういう目的で巡回点検をしているのかただしたのに対し、「機器の点検、不具合等の監視及び職員のサポート、運転支援を行っている。」との答弁があり、また、クラックの状況についてただしたのに対し、「昨年の補修後、年四回の経過観察中で最終の四回目十月一日行われる。専門業者が確認実施後、四者で協議して報告したい。」との答弁がありました。

二十一 し尿処理費の監理業務委託料及び設計業務委託料についてただしたのに対し、「監理業務委託料は、衛生センターの解体撤去工事監理業務であり、設計業務委託料については、衛生センター跡地利用の基本設計である。」との答弁がありました。

二十二 新し尿処理施設周辺環境整備事業交付金についてただしたのに対し、「工事費抑制のため、地元施工により事業を行い、事業費を交付させていただくもので、平成二十九年度は、二見神社のり面保護工事、里道整備一路線及び地域振興事業の三項目である。」との答弁があり、委員から、これに係る協定書は示すことができるかとただしたのに対し、「資料は説明後、回収する形で本日は説明を行い、後日、二見地区自治連合会長の承諾を得てから委員の皆様様に配布させていただく。」として、詳細な説明がありました。金額については、建設課の里道かさ

上げや、下水道課の水路改修など詳細な設計がまだできていないため金額は未定だが、概算として約十億二千万円を見込んでいます。」との答弁があり、委員から、締結されている協定書を履行する上で、やはり負担を掛けている地元の川端地区の要望箇所から優先して進めるなどの配慮も必要ではないか。また、大変高額な事業費であり、出来るだけ事業費を抑制できるよう知恵を絞って取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、農林業費についてであります。

二十三 食肉処理加工施設ジビエール五條プレハブ冷凍庫新設工事の不用額についてただしたのに対し、「冷凍庫の新設に当たり、当初、コンテナ式を予定していたが、搬入路である市道火打大平線の路肩等を検証したところ、重量物は通れないこととなり、最終的にプレハブ式に変更したことで、運搬等の諸経費が安価になったことの不用額である。」との答弁があり、また、プレハブ式に変更して問題はないのかとただしたのに対し、「問題は発生していない。」との答弁がありました。委員から、今後、予算段階でもっと精査して予算要求していただきたいとの意見がありました。

二十四 治山事業費の不用額についてただしたのに対し、「県の補助事業を活用して進めている市町村治山事業であるが、市の予算要求に対し、県における奈良県内の優先順位などの割り振りによって採択されなかったため、不用額が発生したものである。」との答弁がありました。また委員から、工事ができなければ人命に関わるような場所ではないのかとただしたのに対し、「そういう場所ではない。」との答弁がありました。

二十五 高齢者就農支援・地産地消促進事業補助金十三万六千四百八十八円の申請者数、補助内容についてただしたのに対し、「中町の特定非営利活動法人ふるさと振興組合に対してのみ補助しているものであり、事業内容は定年退職後に就農希望する高齢者を支援するもので、食育を推進していく三年間のモデル事業として募集したものである。また、平成二十七年からの事業で、平成二十九年度で一応終了している事業である。」との答弁があり、委員から、モデル事業を検証して他の高齢者の団体などを補助して高齢者の農業の発展につなげられるようしっかりと検証していただきたいとの意見がありました。

二十六 ジビエール五條PR商品開発業務委託料についてただしたのに対し、「イノシシ・鹿ともに精肉、鹿においてはセーム革、ジビエカレー、ジビエぎょうぎを売り出しており、ジビエ肉まん、ジビエ串カツを開発中である。」との答弁があり、また、加工委託先をただしたのに対し、「セーム革が宇陀市の鈴鹿セーム工業株式会社、カレーが奈良市の株式会社あやめ家、ぎょうぎが神戸市の神戸フードラボ、ジビエの

加工処理が天理市のゴールドシー食品である。」との答弁があり、また、五條市内の委託先を探したかただしたのに対し、「市内で加工していただける場所がなかった。」との答弁があり、委員から、市を挙げて取り組む事業だと思うので、商品が同じでも五條市内の飲食店などで店オリジナルを増やすような展開も必要ではないかとの意見がありました。

二十七 食肉処理加工施設細菌検査委託料についてただしたのに対し、「大腸菌検査等の微生物検査委託料である。」との答弁があり、また豚コレラの検査をする予定についてただしたのに対し、「今のところはない。」との答弁があり、委員から、今後検討課題としていただけるかとただしたのに対し、「検査機関や県などから情報収集して進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、商工費についてであります。

二十八 企業立地・雇用促進奨励金の事業内容についてただしたのに対し、「市内企業十社に対し、新たに市内在住者を雇用して、設備投資をする場合、その固定資産税の七〇パーセントを交付するものである。」との答弁があり、また、何人の五條市民が雇用されたのかただしたのに対し、「平成二十九年度は雇用促進部分として二社合計七百五十万円、十五人の新規雇用があった。」との答弁があり、委員から、平成二十七年度には二千八百二十七万円、平成二十八年度は二千八万円と多くの補助金が導入され、市の単独事業でもあり、事業検証を今後も続けて行かなければならないとの意見がありました。

二十九 買物支援事業委託料二百万円については、どのエリアの買物支援なのかただしたのに対し、「大塔地区と西吉野永谷地区で、委託先は吉野ストアである。」との答弁があり、また、他の地域に対しても検討できないのかただしたのに対し、「現在の委託料では採算が取れないこと、また一車両で、週四日運行で予備日が二日という中で対応は難しいとの検証は行っている。」との答弁があり、委員から、他の山間部などでも買物難民の現状把握をすべきではないかとの意見がありました。

三十 五條市観光イメージアップ事業委託料についてただしたのに対し、「観光協会に委託している。内容は、JR五条駅前案内所の運営、観光協会ホームページ、フェイスブックの更新、ゴーカスター公式ホームページの運用、案内所での観光案内、ボランティアガイドの受付、ゴーカスターの出演などである。」との答弁があり、委員から、成果の検証はしたことがあるかとただしたのに対し、活動報告とともに「観光の検証は難しいものがあると思うが、五條市の観光PRとしての活動は十分にさせていただいている。」との答弁がありました。

三十一 風力発電防犯灯設置工事、トイレ修繕工事、防犯灯カメラ設置工事についてただしたのに対し、「風力発電防犯灯設置は五條二丁目ほか大川橋上流側で、トイレ修繕は芝崎河川公園のトイレで、併せて防犯カメラ二基を設置、防犯灯カメラは水辺の楽校新町側に一基を設置し

たものである。」との答弁があり、委員から、防犯灯及び防犯カメラの方向について、安全のために付けることを理解して方向等の検証をお願いしたいとの意見がありました。

三十二 大塔公の施設指定管理料三千七百五十万円について、どのように検証しているのかただしたのに対し、「モニタリングなどの制度を用いてはいるが、実際の検証まではまだ至っていない。」との答弁があり、委員から、予算要望する担当課が現地に足を運び、改善点を見付け職員を指導をするなどの意識を持ってもらいたい。予算の執行がきちんとなされているかどうかの責任があると思う。また、改革をしなくてはならない大切な事業なので、指定管理期間が終われば検証する材料もそろえていただきたいとの意見がありました。

三十三 こんぴら館給水設備改修工事についてただしたのに対し、「長期にわたる閉館で、飲料水設備が使用できない状態にあるため、ろ過器を使用せず、直接流す状態にあり、そのためのバイパス工事を行ったものである。次亜塩素等の消毒は行っているが、飲料水には使えない。」との答弁があり、委員から、今後、土産物等の販売・ドッグランの整備等事業を展開していく上で、飲料水の提供は基本条件である。最も良い形を担当課で考えていただき、来年の予算要望時に示していただきたいとの意見がありました。

三十四 五條新町きつねの森フェス補助金百五十万円の検証についてただしたのに対し、「約十八店舗の模擬店と展示六店、来場者は約一千人との報告を受けている。」との答弁があり、また補助金の支出先と目的についてただしたのに対し、「補助金は連合自治会単位で組織する実行委員会に対し交付し、イベントの目的は地域を活性化する地域に多くの人に来ていただく、地域間交流が生まれる、地域の魅力を外の人、同じ市民であっても知らない方もおられると思うので知っていただくことが目的である。」との答弁があり、委員から、五條市の観光事業のひとつである新町通りを歩いていただくようなコンセプトも取り入れて、足並みをそろえることも、行政として実行委員会に対しアドバイスをしながら、良いものにしていただきたいとの意見がありました。

以上、午後六時六分に延会となりました。

十九日、午前九時五十六分に各会計別の審査を再開しました。

次に、土木費についてであります。

三十五 道路舗装の傷んだ箇所の補修に係る予算についてただしたのに対し、「舗装に関しては、道路新設改良費で対応している。」との答弁があり、委員から、道路改良費の工事請負費で一千七百八十一万二千二十九円もの不用額が発生した原因をただしたのに対し、「主に請負差金である。」との答弁がありました。委員から、舗装路面が傷み、地域から補修の要望が多く来ていると思うが、こういった不用となった

予算を使って、計画的に補修に充てられないのかただしたのに対し、「計画的に発注できるよう努力したい。」との答弁がありました。

三十六 土木費の翌年度繰越金約四億円についてただしたのに対し、「十一目で、道路維持費、道路改良費、橋梁維持費、橋梁新設改良費、河川費、また大和二見駅前公衆トイレ整備事業、二見四丁目の公園の整備、総合体育館の浸水対策、周遊観光の拠点施設整備、改良住宅の整備事業等々で、それぞれの合計が四億円となる。」との答弁があり、委員から、何項目あつて、この中で平成二十九年度に終わるべき工事が何件あつて、行政サイドが御迷惑を掛けて繰越していかないといけない案件が何件くらいあるのかの確認をしたかったが、後日、教えていただきたいとの意見がありました。また、併せて土木費の不用額一億八千五百七十九万一千六百七十円に係る工事について、何らかの都合で実施できなかった工事、行わなかった工事がどれだけあるのか、後日教えていただきたいとの意見がありました。

三十七 五條IC周辺地域振興拠点施設PFI導入可能性調査業務の委託先、調査結果及び、どう反映するかただしたのに対し、「指名競争入札により十者が参加、契約金額五百八十六万六千五百六十円で、調査の結果として、駐車場バスターミナルを組み合わせた三タイプの道の駅構想が報告されている。また、反映については、PFI導入に関して、建設費並びに年間維持費等の算出ができ、五年後以降を用途に進めていきたい。」との答弁がありました。委員から、民間資金を入れる形で考えていたのであれば、もう少し早く手を打つことも可能ではないか。大金を払って委託したのだから、その結果を基に、一年でも二年でも早く反映していただきたいとの意見がありました。また委員から、財政的に厳しいときではあるが、このインターチェンジ周辺の道の駅構想は、他の事業と少し違い、五條市に元気を取り戻そうという目的だと考えるので、先延ばしではなく、PFIの調査結果が出た以上、京奈和自動車道が開通した今、地域の熱が冷めないうちに構想を進めることが重要ではないかとの意見がありました。また委員から、成果品について、厚生建設常任委員会の説明していただきたいとただしたのに対し、「改めて報告させていただく。」との答弁がありました。

三十八 五条駅周辺地区バリアフリー基本構想策定支援業務についてただしたのに対し、「当初の予定では、構想策定ということで進めていたが、特に、周辺の建物状況調査に重点をおきながら段階的調査に切り替えており、契約金額が下がっている。」との答弁があり、委員から、成果品を見せていただきたいとの意見がありました。

三十九 都市計画総務費の施設用備品購入費についてただしたのに対し、「二十一品でフロアシート、バスケットゴール、卓球台七台、脱着式防護マット、ハンドボール兼フットサルゴール、折りたたみベンチシート、救護担架四台、柔道の畳等である。」との答弁があり、また、柔道の畳の枚数と金額をただしたのに対し、「百六十八枚で八百一十二万二千九百六十円である。」との答弁があり、また、畳の単価について

ただしたのに対し、「税込みで四万三千七百四十円である。」との答弁があり、また、畳のメーカーをただしたのに対し、「日本被服工業株式会社である。」との答弁があり、また、落札業者をただしたのに対し、「有限会社扇屋クラフト館である。」との答弁がありました。また、委員から先日第一回シダースーパーカップという全国規模の大会がシダーアリーナで行われ、大会関係者から、「五條市は柔道競技に大変力を入れてくれている。今後も柔道競技を通じて五條市の活性化につなげていくように、また私らも呼んでください。」との声もいただいているので、一層励んでいただきたいとの声がありました。

四十 観光交流センター新築工事については、しゅん工検査前にスロープ部分には手すりが必要ではないかなど、何点かの改良をお願いし、手すりは設置していただいたが、先日、雨の日に行くと、スロープを降りたところに水がたまる、そして植栽の土が雨で流出するなどの事象が起きていたのに対し、「御指摘いただいた手すりは設置したが、水たまり、また植栽部分に関しては対応に至っていないので早急に対応したい。」との答弁がありました。委員から、本来手すりを必要とする方は、日光で熱くならない手すりを付けるもので、ステンレス製は適さない、また、しゅん工検査前に、指摘した箇所をしゅん工検査に反映されたのか疑問に思うとの意見がありました。

次に、消防費についてであります。

四十一 県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金についてただしたのに対し、「奈良県内の市町村が負担する金で、三十九市町村であり、算定は、均等割、人口割、基準財政割である。」との答弁があり、また、五條市の負担額は全体の何パーセントくらいかただしたのに対し、「負担額は二百六十一万円で負担割合は三・八パーセントである。」との答弁があり、負担割合は県下で何番目かとただしたのに対し、「十市中十一番で御所市と同額である。」との答弁がありました。また、委員から、広域消防の負担金が年々上がっているように思えるとして、その推移についてただしたのに対し、「職員の人件費等が上がっていること、また一般会計の方で初期投資分もそれに加わって上がっている。」との答弁があり、また、市の負担額は、広域消防組合の負担金全体の中の負担率はどれくらいかとただしたのに対し、「平成二十九年度の広域消防組合本部の一般会計の合計金額は、十四億八千七百六十七万四千円で、五條市の負担金が一億二百九万五千円であり、六・八パーセントである。」との答弁があり、委員から、広域に参加することによって、経費が削減し負担が減少するという前提で参加したにも関わらず、上がり続けている。五條市の負担金が適当に使われているか検証する必要がある。五條市の財政状況は決して楽ではない、その要因の一つとして、「消防組合、医療企業団、環境衛生事務組合と各種広域団体に参画してからの負担金が財政を圧迫している。」と監査委員の意見書にも書かれているので、精査をして、しっかりと説明できるような内容にしてもらいたいとの意見がありました。

四十二 消防団員報酬の不用額についてただしたのに対し、「予算上、入団三十名を予定していたが、実際は十四名の入団に留まった結果である。」との答弁がありました。

次に、教育費についてであります。

四十三 要・準要保護児童修学旅行費扶助について、小学校の対象者数及び一人当たりの支給金額をただしたのに対し、「対象児童二十三名で、一人当たりの平均支給額は二万七千六百一十円となっている。」との答弁があり、また、修学旅行に関して、その家庭の負担はあるのかたまたしたのに対し、「保護者負担としては、扶助で全て賄えている。」との答弁がありました。

四十四 要・準要保護生徒修学旅行費扶助について、中学校の対象者数及び一人当たりの支給金額をただしたのに対し、「対象生徒二十八名で、一人当たりの平均支給額は、六万五千七百四十四円となっている。」との答弁があり、また、保護者の負担はないのかただしたのに対し、「保護者の負担はない。」との答弁がありました。

四十五 星のくにの宿泊訓練活用補助金について、この補助金を使っている学校数をただしたのに対し、「小学校四年生を対象に五校の実施があった。」との答弁があり、また、補助金の配分についてただしたのに対し、「一人当たり二千円の補助で、各校の参加人数に応じて補助している。」との答弁があり、委員から、今後も星のくにを継続的に野外活動に使っていただきたいとの意見がありました。

四十六 創意工夫を生かした特色ある学校づくり事業支援金についてただしたのに対し、「四小学校に十七万五千円を補助している。」との答弁があり、また、四小学校名と取り組んだ事業のタイトルについてただしたのに対し、「五條小学校では、五條学ふるさと学習の推進、阿太小学校では、阿太の地域の魅力を伝える取組、宇智小学校では、伊豆の国市にある葦山小学校との交流を通じたふるさと学習の取組、阪合部小学校では、ICT教育の活用事業プログラミング教育の実施に取り組んだ。」との答弁がありました。

四十七 五條市文化博物館のリニューアルオープン後の来館者数についてただしたのに対し、「四月二十八日のリニューアルオープン後、九月十五日現在までの入館者数は、二千二百四十七名となっている。」との答弁がありました。委員から、少ない入館者数で、採算が取れない中で、なぜ、五條市出身の著名人の展示を行わないのか。例えば、今、読売ジャイアンツの三番、四番で活躍している岡本和真選手などの著名人はたくさんいるとただしたのに対し、「五條市出身の著名人として、今年は、川村たかし先生の展示をオープニングで、特別展で実施し、また木村篤太郎先生の展示などを実施している。今後は、現在、よく知られている御指摘のような方々の展示について前向きに取り組んでみたい。」との答弁がありました。委員から、現在、リアルタイムでテレビに出ているような誰でも知っている方を展示することで、興

味のある方は来てくれると思うので、検討していただきたいとの意見がありました。

四十八 子どもサポートセンター費について、不登校の人数等をただしたのに対し、「不登校児童生徒については、小学生四名、中学生十名、計十四名で、いじめの認知件数は、小学生七十二件、中学生五件、計七十七件である。」との答弁がありました。

四十九 町並保存事業費の負担金補助及び交付金の不用額についてただしたのに対し、「四件の修理事業を計画していたが、文化庁ヒアリングで一件が次の年に見送りととなり、その分がカットされたためである。」との答弁があり、そのカットされた修理事業は今後どうするのかとただしたのに対し、「今年度の事業で既に事業が実施されている。」との答弁があり、委員から、今後は予算要求の段階で、事前審査で情報を得るなどして要求していただきたいとの意見がありました。

五十 宇智川磨崖碑保存・活用事業業務委託料及び展示品製作業務委託料等については、予算書では絵図・書軸複製作成委託料二千三百八十万円と計上されていることについてただしたのに対し、「予算を措置した段階では宇智川磨崖碑保存を実施することにはまだなっていないが、その後、博物館のリニューアルを進めるに当たり、展示を考えていく中で、県の文化資源活用補助金が使え、二分の一の補助が出るということで、より充実した展示ができるかと考えて展示の予算の中に組み込んだものである。」との答弁があり、委員から、事業自体は決して悪くないが、予算の使い方に問題があるのではないか。事前に、補正予算等で審議しておけば何の問題もなかった。今後は、よろしくお願いたいとの意見がありました。また、まちなみ伝承館の蔵修理工事についても、当初予算を減額、流用したことについては、今後の対応を、庁内で協議していただきたいとの意見がありました。

災害復旧費、公債費、予備費については質疑がありませんでした。

以上、一般会計歳出についての審査を終了し、引き続き、一般会計歳入についての審査を行いました。

五十一 シダリアリーナの利用件数と使用料についてただしたのに対し、「利用件数が二百十八件で、使用料は二百七十二万五千四百七十五円である。」との答弁がありました。

引き続き各特別会計及び企業会計についての審査を行いました。

初めに、国民健康保険特別会計についてであります。

一 国民健康保険税の徴収について、徴収した介護納付金分と後期高齢者支援金分はどのように扱われるのかただしたのに対し、「五條市が徴収した分は、五條市の介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計へ直接納入されるのではなく、社会保険診療報酬支払基金に納めて、そこ

から相応分が納入される。」との答弁がありました。

下水道事業特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、財産に関する調書については質疑がありませんでした。

次に、水道事業会計についてであります。

一 平成二十九年度の決算状況についてただしたのに対し、「決算書三ページにあるように、純損失一億一千四百七十万五千二百十七円である。」との答弁があり、また、現金は幾ら残っているのかとただしたのに対し、「決算書八ページ貸借対照表の流動資産に、現金及び預金として三億二千五百九千八百八十二円となっている。」との答弁があり、また、それ以外の預金等についてただしたのに対し、「積立金として、九ページ資本の部の減債積立金、利益積立金、建設改良積立金で、合計三億六千三百八十八万六千九百九十六円である。」との答弁がありました。また、漏水修理の工事合計額をただしたのに対し、「公道下、漏水修理で、上水道区域で一千七百八十三万三千三百九十六円である。」また、漏水の改善率についてただしたのに対し、「有収率は八五・一パーセントで、前年度より〇・八ポイント悪化している。」との答弁があり、委員から、漏水修理を行っているのに、有収率が悪化したのはなぜかとただしたのに対し、「修理箇所以上に、漏れている箇所があると思われる。」との答弁があり、委員から、しっかりと有収率を上げていただきたいとの意見がありました。

以上が審査の概要であり、質疑終了後、意見調整のため暫時休憩となりました。再開後、付託された議案について、討論を省略して一括採決の結果、本件は、全員一致をもって認定すべきものと決定しました。

なお、委員長の閉会挨拶では、「先ほど意見調整の中で、委員各位からいろいろな御意見として、平成二十九年度五條市一般会計歳入歳出決算認定の審査に関わり、現在、五條市においては、新庁舎建設工事が進行中であるが、同時に花咲寮整備事業、さらに、学校適正化及び認定こども園整備事業など多くの大型事業を進める上で、相当効率的な財政運営に取り組む必要がある。今後執行する工事においても綿密な計画を立て、事業を執行していただくようお願いする。また、理事者側の答弁について、今後、十分準備をした上で、明瞭、的確、誠実な答弁をしていただくよう併せてお願いする。」との御提言を申し上げ、午後六時四十分閉会いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

ただいまの決算審査特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本九議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本九議案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本九議案は原案のとおり認定されました。

○議長（平岡清司）次に日程第四、推第一号から推第三号までの三議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

推第二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

推第三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました推第一号から推第三号までの三議案につきまして、いずれも人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員であります片山邦彦委員、中永民子委員、山本美智子委員の任期が本年十二月三十一日をもって満了となるため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思います。片山邦彦氏、中永民子氏、山本美智子氏の再任をお願いするものであります。三者共人格、見識共に高く、広く社会の実情に通じ人権擁護委員としての適任者であります。

なお、任期につきましては、平成三十一年一月一日からの三年間であります。

議員各位には御理解いただき、御推挙賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本三議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本三議案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本三議案は原案のとおり同意されました。

○議長（平岡清司）次に日程第五、発議第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第五号 児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成三十年九月二十六日提出

提出者 五條市議会議員 山口耕司  
賛成者 五條市議会議員 岩本孝

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第五号、児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきますので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書（案）

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成二十八年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は十二万件を超え、五年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成二十八、二十九年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにも関わらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子供の命を守るためには、子供の異変に早期に気付き、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策の更なる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

一 平成二十八年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。

二 子供の問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。

三 児童相談所間及び児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げ

るよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。

四 全国共通ダイヤル「二八九」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間にいまだ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。

五 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置付け、対応する組織を明確化するとともに、スクールソーシャルワーカー（SSW）を中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。  
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年九月二十六日

#### 五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司） 起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出すること決しました。  
なお意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（平岡清司） 次に日程第六、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 発議第六号 確かな未来へ向けた健全な財政運営を求める決議について。  
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により別紙のとおり提出します。  
平成三十年九月二十六日提出

提出者	五條市議会議員	牧野雅一
賛成者	五條市議会議員	吉田正
〃	〃	吉田雅範
〃	〃	福塚実

○議長（平岡清司） 提案の趣旨説明を求めます。四番牧野雅一議員。

〔四番 牧野雅一登壇〕

○四番（牧野雅一） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第六号、確かな未来へ向けた健全な財政運営を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

確かな未来へ向けた健全な財政運営を求める決議（案）

まちの活性化のための環境整備、魅力あるまちづくり等々、今後市として取り組むべき事業が山積しており、その中でも確かな未来へ向け安心して住み続けたいまちづくり、すなわち「市民の幸せ」が最優先されるべきであると考えます。

今後、取り組もうとされる「新庁舎整備事業」「周辺道路整備事業」「学校適正化事業」「花咲寮整備事業」等を見据えると百億円を超え

る途方もない事業費を集中的に要し、財政に負担を強いるのは明らかであります。

また、当市の財政状況は、監査委員による決算審査意見書にも、「経常収支比率は大きく押し上がり前年度と比較すると二・一%悪化の九・〇%となっている。また、普通建設事業費は平成二十七年度から飛躍的に増えており、それに伴い地方債残高が増加に転じ元金償還額が増加している。」とあります。

経常収支比率は、硬直化の一途をたどり、財政構造は弾力性を失い、年度ごとの公債費は償還の平準化、返済の先送りという工夫をし、収支の枠内に収まりつつも、実質公債費比率は上昇傾向にあり、将来の地方交付税の減額などを考えるとき、市民の皆様のための教育や福祉事業に支障を来す不安があります。

私たち議員は、理事者と共に「子育てを充実し、住んで良かったと思える魅力あるまちづくり」に取り組む責務があります。

今後において、なお一層厳しい財政状況が想定される中、事業を分散し、計画的で効率的かつ効果的な行財政運営を推進し、行政課題の解決、市民生活の向上と福祉の増進等、確かな未来へ向けた健全な財政運営を求めるものであります。

以上決議します。

平成三十年九月二十六日

#### 五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。  
ありがとうございます。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よつて本案は決議案のとおり可決することに決しました。

○議長（平岡清司）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五条の規定により、お手元に配布しております閉会中継続審査申出  
一覧表のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（平岡清司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は九月二十七日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十九年五條市各会計決算認定を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り厚くお礼を申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し、代表監査委員、又は本会議、各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して御精励いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とい

たします。

ありがとうございます。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成三十年第三回九月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多様の中、慎重審議を賜り誠にありがとうございます。本定例会に提出いたしました議案につきましては可決・承認を得ましたことに、まずは心からお礼を申し上げます。

さて、今日まで五條市政は行政と議会と市民とが一体となって様々な取組や事業を進めてまいりましたが、本定例会の一般質問の中で、議員から二見川端地区に一昨年建設いたしましたクリーン・オアシスについて、「俗にいう迷惑施設という」との発言がありました。二見地区からの要望書や協定書の中には迷惑施設といった表現は一切なく、市民生活に不可欠な施設の立地や運営に御理解と御協力をいただいております。地域の皆さんにとって、むしろ不本意な表現ではなかったのかと大変残念でなりません。

なお、我々理事者側といたしましても、こうした発言や表現には十分注意を払ってまいりたいと思慮するところであります。

また本定例会では、来年の統一選挙への出馬について御質問をいただき、私の二期目に対しての一定の評価をいただき、引き続き市政を担っていく決意を新たにいたしましたわけであります。

一方で、本定例会の一般質問の中で議員から、昨今のアマチュアスポーツ界での不本意な問題を例に挙げ、私の市政運営についても、まるで周りの職員に責任があるかのような発言がありました。しかしながら市政をチェックするのはむしろ議会議員の役割でもあるものと考え、次第ではありますが、これも三期目に臨む、私への叱咤激励と受け止め、今後も市政の舵取りをしっかりと職員と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、朝夕ようやく涼しくなりましたが、夏の疲れが出てくるのはこれからです。

議員各位には十分御自愛いただき、今後とも市政発展と市民の幸せのために一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司） これをもちまして、平成三十年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。  
午後二時六分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 平岡清司

署名議員 藤富美恵子

署名議員 大谷龍雄

署名議員 伊谷賢司